

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊  
北部方面会計隊長 浜口 剛

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号 4LW51AA00010	調 達 要 求 番 号 4LS51A00001 0001	物 品 番 号	仕 様 書 番 号 15				
品名 または 件名							
出張講義「北海道経済の現状」 ほか22件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊 札幌駐屯地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
援護業務課 小口3佐 2429				令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 北部方面会計隊本部 主任官科 契約班

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和6年2月27日（火）10時30分 札幌駐屯地104号3階「会計隊会議室」

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

仕 様 書			
件 名	出張講義「北海道経済の現状」	仕様書番号	第15号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区 分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発 (第 1 週)	北海道経済の現状	再就職活動及び再就職後の企業等での業務の前提となる北海道経済の現状（産業構造、注目業種・事業、各種統計等）に関する専門的な知識	2 h	経済研究機関、大学等における研究成果に基づき講義できる者、あるいは、本文第 8 項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（北海道経済の現状）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月 2日（火）	1500 ～ 1650	
2	第439期准曹	令和6年 5月 14日（火）	1500 ～ 1650	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月 11日（火）	1500 ～ 1650	
4	第441期准曹	令和6年 7月 10日（水）	1500 ～ 1650	
5	第442期准曹	令和6年 8月 29日（木）	1500 ～ 1650	
6	第443期准曹	令和6年 10月 23日（水）	1500 ～ 1650	
7	第444期准曹	令和6年 11月 22日（金）	1500 ～ 1650	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月 8日（水）	1500 ～ 1650	
9	第446期准曹	令和7年 2月 7日（金）	1500 ～ 1650	



仕 様 書			
件 名	出張講義「民間における組織」	仕様書番号	第16号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
仕事理解・ 業界理解 (第 1 週)	民間における組織	1 官公庁と営利企業の違い 2 民間企業組織 (1) 組織に関する事項 (2) 意思決定に関する事項 (3) 人事管理に関する事項	1 h	講師は、経営コンサルタントまたは中小企業診断士として実務経験 5 年以上を有する者、あるいは、本文第 8 項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

課目実施予定表(民間における組織)

	期 別	年月日 (曜)	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月11日 (木)	1300 ~ 1350	
2	第439期准曹	令和6年 5月23日 (木)	1300 ~ 1350	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月20日 (木)	1300 ~ 1350	
4	第441期准曹	令和6年 7月22日 (月)	1300 ~ 1350	
5	第442期准曹	令和6年 9月17日 (火)	1300 ~ 1350	
6	第443期准曹	令和6年11月 1日 (金)	1300 ~ 1350	
7	第444期准曹	令和6年12月 3日 (火)	1300 ~ 1350	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月23日 (木)	1300 ~ 1350	
9	第446期准曹	令和7年 2月27日 (木)	1300 ~ 1350	



仕 様 書			
件 名	出張講義「心と体の健康学」	仕様書番号	第17号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
教養・その他 (第 4 週)	心と体の健康学	1 定年後、心身ともに健やかに生きる気持ちの持ち方、考え方 2 数年後に転職を迎えることに配慮し、ストレス等に対処する方法 3 健康管理または栄養管理に関する事項 4 すぐに実践できる健康管理、生活の見直し等の提示	1 h	カウンセラー、臨床心理士あるいはそれらに準ずる資格を有し、当該テーマに関する講義実績がある者、あるいは、本文第 8 項に示す事前審査において、同等の技能を有すると認められた者

課目実施予定表(心と体の健康学)

	期 別	年月日 (曜)	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月25日 (木)	1300 ~ 1350	
2	第439期准曹	令和6年 6月 6日 (木)	1300 ~ 1350	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 7月 4日 (木)	1300 ~ 1350	
4	第441期准曹	令和6年 8月 5日 (月)	1300 ~ 1350	
5	第442期准曹	令和6年 9月25日 (水)	1300 ~ 1350	
6	第443期准曹	令和6年11月18日 (月)	1300 ~ 1350	
7	第444期准曹	令和6年12月17日 (火)	1300 ~ 1350	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 2月 3日 (月)	1300 ~ 1350	
9	第446期准曹	令和7年 3月 6日 (木)	1300 ~ 1350	



仕 様 書			
件 名	出張講義「労働関係法の概要」	仕様書番号	第18号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
制度 (第4週)	労働関係法の概要	1 労働関係法の概要 2 労働基準法 3 改正高年齢者雇用安定法 4 事例紹介	3 h	1 経営労務コンサルタント又は社会保険労務士の資格を有する者、あるいは3年以内に文部科学省が認定する学校において、近似の講義を実施又は国・地方自体に類似の役務納入実績を有する者 2 本文第8項に示す事前審査において、同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（労働関係法の概要）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月24日（水）	0815 ～ 1100	
2	第439期准曹	令和6年 6月 5日（水）	0815 ～ 1100	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 7月 3日（水）	0815 ～ 1100	
4	第441期准曹	令和6年 7月26日（金）	0815 ～ 1100	
5	第442期准曹	令和6年 9月24日（火）	0815 ～ 1100	
6	第443期准曹	令和6年11月 8日（金）	0815 ～ 1100	
7	第444期准曹	令和6年12月16日（月）	0815 ～ 1100	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月24日（金）	0815 ～ 1100	
9	第446期准曹	令和7年 3月 5日（水）	0815 ～ 1100	



仕 様 書			
件 名	出張講義「社会保険・労務災害の概要」	仕様書番号	第19号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区 分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
制 度 (第 4 週)	社会保険と労務 災害	1 社会保険の概要 2 労務災害 3 事例紹介	2 h	社会保険労務士の資格を保有し、1 年以内に講師としての実績がある者、あるいは、本文第 8 項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（社会保険・労務災害の概要）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月25日（木）	1010 ～ 1200	
2	第439期准曹	令和6年 6月 6日（木）	1010 ～ 1200	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 7月 4日（木）	1010 ～ 1200	
4	第441期准曹	令和6年 8月 5日（月）	1010 ～ 1200	
5	第442期准曹	令和6年 9月25日（水）	1010 ～ 1200	
6	第443期准曹	令和6年11月18日（月）	1010 ～ 1200	
7	第444期准曹	令和6年12月17日（火）	1010 ～ 1200	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 2月 3日（月）	1010 ～ 1200	
9	第446期准曹	令和7年 3月 6日（木）	1010 ～ 1200	



仕 様 書			
件 名	出張講義「チームワークと問題解決法」	仕様書番号	第20号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区 分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
適応性の向上 (第4週)	チームワークと 問題解決法	1 チームワーク向上のためのコミュニケーション 2 問題解決のための思考方法	2 h	企業・官公庁における社員・職員研修等において相当の講義実績を有し、かつ、当該テーマに必要な知見がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（チームワークと問題解決法）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月25日（木）	0815 ～ 1000	
2	第439期准曹	令和6年 6月 6日（木）	0815 ～ 1000	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 7月 4日（木）	0815 ～ 1000	
4	第441期准曹	令和6年 8月 5日（月）	0815 ～ 1000	
5	第442期准曹	令和6年 9月25日（水）	0815 ～ 1000	
6	第443期准曹	令和6年11月18日（月）	0815 ～ 1000	
7	第444期准曹	令和6年12月17日（火）	0815 ～ 1000	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 2月 3日（月）	0815 ～ 1000	
9	第446期准曹	令和7年 3月 6日（木）	0815 ～ 1000	



仕 様 書			
件 名	出張講義「経営管理の基礎」	仕様書番号	第21号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
仕事理解・ 業界理解 (第2週)	経営管理の基礎	1 経営管理の概要 2 マネジメントの概要 3 企業の社会的責任	1 h	中小企業診断士又はマネージメントコンサルタントの資格を保有し、過去3年以内に文部科学省の認定する大学・専門学校において同様の講義実績を有するか国・地方自治体に同様の役務の実績がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

課目実施予定表（経営管理の基礎）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月10日（水）	1110 ～ 1200	
2	第439期准曹	令和6年 5月22日（水）	1110 ～ 1200	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月19日（水）	1110 ～ 1200	
4	第441期准曹	令和6年 7月19日（金）	1110 ～ 1200	
5	第442期准曹	令和6年 9月 6日（金）	1110 ～ 1200	
6	第443期准曹	令和6年10月31日（木）	1110 ～ 1200	
7	第444期准曹	令和6年12月 2日（月）	1110 ～ 1200	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和6年 1月17日（金）	1110 ～ 1200	
9	第446期准曹	令和6年 2月26日（水）	1110 ～ 1200	



仕 様 書			
件 名	出張講義「生産管理の基礎」	仕様書番号	第22号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区 分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
仕事理解・ 業界理解 (第2週)	生産管理の基礎	1 生産管理の概要 2 製造業の動向 3 生産管理現場に求められる効率性、安全管理 4 生産現場の事例紹介	2 h	中小企業診断士又はマネージメントコンサルタントの資格を保有し過去3年以内に、文部科学省の認定する大学・専門学校において同様の講義実績を有するか国・地方自治体に同様の役務の実績がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

課目実施予定表（生産管理の基礎）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月10日（水）	0815 ～ 1000	
2	第439期准曹	令和6年 5月22日（水）	0815 ～ 1000	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月19日（水）	0815 ～ 1000	
4	第441期准曹	令和6年 7月19日（金）	0815 ～ 1000	
5	第442期准曹	令和6年 9月 6日（金）	0815 ～ 1000	
6	第443期准曹	令和6年10月31日（木）	0815 ～ 1000	
7	第444期准曹	令和6年12月 2日（月）	0815 ～ 1000	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月17日（金）	0815 ～ 1000	
9	第446期准曹	令和7年 2月26日（水）	0815 ～ 1000	



仕 様 書			
件 名	出張講義「販売管理の基礎」	仕様書番号	第23号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
仕事理解・ 業界理解 (第2週)	販売管理の基礎	1 販売管理の概要 2 営業活動に必要な基礎知識及び販売技術 3 営業員（販売員）の業務 4 実例紹介	2 h	中小企業診断士、マネジメント コンサルタントの資格を有し、過去 3年以内に文部科学省の認定する 大学・専門学校において、同様課目 の講義実績を有するか国・地方自治 体に同様の役務の実績がある者、あ るいは、本文第8項に示す事前審査 において同等の技能を有すると認 められた者

課目実施予定表（販売管理の基礎）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月10日（水）	1300 ～ 1450	
2	第439期准曹	令和6年 5月22日（水）	1300 ～ 1450	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月19日（水）	1300 ～ 1450	
4	第441期准曹	令和6年 7月19日（金）	1300 ～ 1450	
5	第442期准曹	令和6年 9月 6日（金）	1300 ～ 1450	
6	第443期准曹	令和6年10月31日（木）	1300 ～ 1450	
7	第444期准曹	令和6年12月 2日（月）	1300 ～ 1450	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月17日（金）	1300 ～ 1450	
9	第446期准曹	令和7年 2月26日（水）	1300 ～ 1450	



仕 様 書			
件 名	出張講義「財務管理の基礎」	仕様書番号	第24号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区 分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
仕事理解・ 業界理解 (第2週)	財務管理の基礎	1 財務管理の概要 (1) 一般的意義 (2) 個人事業者（青色申告による税制優遇） 2 簿記の基礎	1 h	税理士の資格を保有するか中小企業診断士の資格を保有して経営コンサルタント業務3年以上の実務経験を有する者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

課目実施予定表（財務管理の基礎）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月10日（水）	1010 ～ 1100	
2	第439期准曹	令和6年 5月22日（水）	1010 ～ 1100	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月19日（水）	1010 ～ 1100	
4	第441期准曹	令和6年 7月19日（金）	1010 ～ 1100	
5	第442期准曹	令和6年 9月 6日（金）	1010 ～ 1100	
6	第443期准曹	令和6年10月31日（木）	1010 ～ 1100	
7	第444期准曹	令和6年12月 2日（月）	1010 ～ 1100	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月17日（金）	1010 ～ 1100	
9	第446期准曹	令和7年 2月26日（水）	1010 ～ 1100	



仕 様 書			
件 名	出張講義「タックスプランニング」	仕様書番号	第25号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト（Microsoft Teams、Zoom）を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料（配付資料、プレゼンテーション資料）を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料（使用する場合のみ）

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様（基準）、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料（データ）

教育従事者が各教育で使用する教育資料（データ）については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名（第443期と第444期は70名）

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分（講義50分、休憩10分）単位とする。（第1時限のみ講義45分、休憩10分）

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区 分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
ライフプランニング (第1週)	タックスプランニング	1 税制全般（相続、贈与を除く。） 2 個人納付 (1) 所得税 (2) 所得控除 3 法人・個人事業者の税制 青色申告 3 税の申告と納付 4 事例紹介	5 h	公認会計士または、税理士の資格を保有する者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（タックスプランニング）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月 3日（水）	0815 ～ 1350	
2	第439期准曹	令和6年 5月15日（水）	0815 ～ 1350	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月12日（水）	0815 ～ 1350	
4	第441期准曹	令和6年 7月11日（木）	0815 ～ 1350	
5	第442期准曹	令和6年 8月30日（金）	0815 ～ 1350	
6	第443期准曹	令和6年10月24日（木）	0815 ～ 1350	
7	第444期准曹	令和6年11月25日（月）	0815 ～ 1350	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月 9日（木）	0815 ～ 1350	
9	第446期准曹	令和7年 2月10日（月）	0815 ～ 1350	



仕 様 書			
件 名	出張講義「相続」	仕様書番号	第26号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
ライフプランニング (第4週)	相続	1 相続の概要 2 遺産分割と遺言(遺産分割、承認等) 3 相続税に関する税金(非課税財産等) 4 法律に関する個人相談	2 h	弁護士又は司法書士の資格を保有する者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（相続）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月26日（金）	0815 ～ 1000	
2	第439期准曹	令和6年 6月 7日（金）	0815 ～ 1000	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 7月 5日（金）	0815 ～ 1000	
4	第441期准曹	令和6年 8月 6日（火）	0815 ～ 1000	
5	第442期准曹	令和6年 9月26日（木）	0815 ～ 1000	
6	第443期准曹	令和6年11月19日（火）	0815 ～ 1000	
7	第444期准曹	令和6年 12月18日（水）	0815 ～ 1000	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和6年 2月 4日（火）	0815 ～ 1000	
9	第446期准曹	令和6年 3月 7日（金）	0815 ～ 1000	



仕 様 書			
件 名	出張講義「介護サービス業」	仕様書番号	第27号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
仕事理解・ 業界理解 (第4週)	介護サービス業	1 介護制度 (1) 介護業界の現状 (2) 定年退職自衛官の年齢を踏まえた就業の可能性 (3) 介護業に必要な資格・免許 2 事例紹介	1 h	介護福祉士又はケアマネージャーの資格を保有し、かつ、講師として講義実績がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（介護サービス業）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月23日（火）	0815 ～ 0900	
2	第439期准曹	令和6年 6月 4日（火）	0815 ～ 0900	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 7月 2日（火）	0815 ～ 0900	
4	第441期准曹	令和6年 7月25日（木）	0815 ～ 0900	
5	第442期准曹	令和6年 9月20日（金）	0815 ～ 0900	
6	第443期准曹	令和6年11月 7日（木）	0815 ～ 0900	
7	第444期准曹	令和6年12月 6日（金）	0815 ～ 0900	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月22日（水）	0815 ～ 0900	
9	第446期准曹	令和7年 3月 4日（火）	0815 ～ 0900	



仕 様 書			
件 名	出張講義「自己分析」	仕様書番号	第28号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の規格・要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発 (第1週)	適職診断検査	職業興味・能力自己評価検査	—	検査用紙の納入 個人検査結果の受検者へ通知 集計された個人検査結果を納入
職業能力開発 (第1週)	自己分析①	1 自己分析 (1) 自己分析の意義・必要性 (2) 自己の分析 (3) 自己分析のツールとしてジョブカードを使用 (ジョブカードの制度説明を含む)	6 h	1 キャリアコンサルタント又はCDA等の資格を保有し、かつ、当該講師としての講義実績がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者  2 自己分析①は、講師を各教室に配置  3 自己分析③は、受講者10～15名に対して1名の講師又は補助講師を配置 尚可：市役所や企業の面接担当者へ教育を行っている者や、企業で採用者であった者など最新の採用面接現場を経験した講師、または補助講師を各教場に2名配置 (最大6名)
職業能力開発 (第2週)	自己分析②	2 適職診断の解説	3 h	
職業能力開発 (第4週)	自己分析③	3 模擬採用面接 (実習)	4 h	

## 課目実施予定表(自己分析)

回数	期別	番号	年月日(曜)	教育時間	備考
1	第189期幹部 第438期准曹	①	令和6年 4月 5日 (金)	0815 ~ 1450	
		②	令和6年 4月 22日 (月)	0910 ~ 1200	
		③	令和6年 4月 22日 (月)	1300 ~ 1650	
2	第439期准曹	①	令和6年 5月 17日 (金)	0815 ~ 1450	
		②	令和6年 6月 3日 (月)	0910 ~ 1200	
		③	令和6年 6月 3日 (月)	1300 ~ 1650	
3	第190期幹部 第440期准曹	①	令和6年 6月 14日 (金)	0815 ~ 1450	
		②	令和6年 7月 1日 (月)	0910 ~ 1200	
		③	令和6年 7月 1日 (月)	1300 ~ 1650	
4	第441期准曹	①	令和6年 7月 12日 (金)	0815 ~ 1450	
		②	令和6年 7月 24日 (水)	0910 ~ 1200	
		③	令和6年 7月 24日 (水)	1300 ~ 1650	
5	第442期准曹	①	令和6年 9月 3日 (火)	0815 ~ 1450	
		②	令和6年 9月 19日 (木)	0910 ~ 1200	
		③	令和6年 9月 19日 (木)	1300 ~ 1650	
6	第443期准曹	①	令和6年 10月 28日 (月)	0815 ~ 1450	
		②	令和6年 11月 6日 (水)	0910 ~ 1200	
		③	令和6年 11月 6日 (水)	1300 ~ 1650	
7	第444期准曹	①	令和6年 11月 27日 (水)	0815 ~ 1450	
		②	令和6年 12月 5日 (木)	0910 ~ 1200	
		③	令和6年 12月 5日 (木)	1300 ~ 1650	
8	第191期幹部 第445期准曹	①	令和7年 1月 14日 (火)	0815 ~ 1450	
		②	令和7年 1月 21日 (火)	0910 ~ 1200	
		③	令和7年 1月 21日 (火)	1300 ~ 1650	
9	第446期准曹	①	令和7年 2月 13日 (木)	0815 ~ 1450	
		②	令和7年 3月 3日 (月)	0910 ~ 1200	
		③	令和7年 3月 3日 (月)	1300 ~ 1650	



仕 様 書			
件 名	出張講義「人生の開発設計」	仕様書番号	第29号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発 (第2週)	人生の開発設計	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全 般 定年を近い将来に控え、再就職、起業あるいは私的なボランティア活動等幅広い将来を考える上での考え方を養う。</li> <li>2 再就職に必要な基礎知識</li> <li>3 就職と起業（フリーランス）の違い。</li> <li>4 当面のアクションプラン</li> </ol>	2 h	3年以上の経営コンサルタント、または類似のビジネスコンサルティングの実績を有する者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（人生の開発設計）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月 9日（火）	0815 ～ 1000	
2	第439期准曹	令和6年 5月21日（火）	0815 ～ 1000	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月18日（火）	0815 ～ 1000	
4	第441期准曹	令和6年 7月18日（木）	0815 ～ 1000	
5	第442期准曹	令和6年 9月 5日（木）	0815 ～ 1000	
6	第443期准曹	令和6年10月30日（水）	0815 ～ 1000	
7	第444期准曹	令和6年11月29日（金）	0815 ～ 1000	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月16日（木）	0815 ～ 1000	
9	第446期准曹	令和7年 2月25日（火）	0815 ～ 1000	



仕 様 書			
件 名	出張講義「有用性のある資格・免許」	仕様書番号	第30号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	小課目	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発 (第2週)	有用性のある 資格・免許	1 有用性ある資格・免許の選び方 雇用業種・職種と資格・免許の関連性 2 資格・免許と関連法規 3 資格取得後の実務経験の向上に関する提案 4 事例紹介	2 h	当該テーマに関連する知識を有し、かつ1年以内に講義実績がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（有用性のある資格・免許）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月 9日（火）	1010 ～ 1200	
2	第439期准曹	令和6年 5月21日（火）	1010 ～ 1200	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月18日（火）	1010 ～ 1200	
4	第441期准曹	令和6年 7月18日（木）	1010 ～ 1200	
5	第442期准曹	令和6年 9月 5日（木）	1010 ～ 1200	
6	第443期准曹	令和6年10月30日（水）	1010 ～ 1200	
6	第444期准曹	令和6年11月29日（金）	1010 ～ 1200	
7	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月16日（木）	1010 ～ 1200	
8	第446期准曹	令和7年 2月25日（火）	1010 ～ 1200	



仕 様 書			
件 名	出張講義「創業・起業」	仕様書番号	第31号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発 (第3週)	創業・起業	1 ビジネスプランの考察 (1) 市場・業界構造の分析・理解 (2) 商品・サービスコンセプト (3) 労働集約型、知識集約型、資本集約型の特徴 (4) 収入構造とコスト構造 2 実行プランニング (1) 申請・申告 (2) 事業場所の決定 3 経費・税務管理 (1) 起業準備経費の記録 (2) 青色申告の利点および処置事項 (3) 税理士等の利用 4 事業拡大の検討 (1) 事業拡大の契機 (2) 法人成りの検討、利点・欠点 5 創業、起業あるいはフリーランスで必要あるいは有用な資格 6 起業の具体例	11h	3年以上の経営コンサルタント、または類似のビジネスコンサルティングの実績を有する者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（創業・起業）

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月15日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年 4月16日（火）	0815 ～ 1200	
2	第439期准曹	令和6年 5月27日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年 5月28日（火）	0815 ～ 1200	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月24日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年 6月25日（火）	0815 ～ 1200	
4	第441期准曹	令和6年 7月29日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年 7月30日（火）	0815 ～ 1200	
5	第442期准曹	令和6年 9月 9日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年 9月10日（火）	0815 ～ 1200	
6	第443期准曹	令和6年11月11日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年11月12日（火）	0815 ～ 1200	
7	第444期准曹	令和6年12月 9日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年12月10日（火）	0815 ～ 1200	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月27日（月）	0815 ～ 1550	
		令和7年 1月28日（火）	0815 ～ 1200	
9	第446期准曹	令和6年 2月17日（月）	0815 ～ 1550	
		令和6年 2月18日（火）	0815 ～ 1200	





仕 様 書			
件 名	出張講義「マナー」	仕様書番号	第32号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
適応性の向上	共通事項	1 自衛官の特性・強みを生かすマナー講習 2 全体の約20%を実習とする。	—	1 コミュニケーション、ビジネスマナーに関する資格、民間企業における相当の実務経験を有し、かつ3年以内にマナーに関する講義実績がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者 2 マナー③は、各教室に講師を配置するか、1名の講師又はアシスタントを配置すること。
	マナー① (基礎知識編) 第1週	1 ビジネスマナーの基礎 2 対人関係マナーの基礎 3 会社勤務マナー基礎 4 文書マナー基礎	4 h	
	マナー② (応用編) 第1週	1 会話練習 2 電話対応 3 クレーム対応(担当者に引き継ぐまでの初動対応) 4 コミュニケーション(リモートにおける対話を含む。) 5 ケーススタディ	4 h	
	マナー③ (活用・実践編) 第2週	1 挨拶 2 訪問作法 3 名刺授受 4 会話等	4 h	

## 課目実施予定表 (マナー)

回数	期別	番号	年月日(曜)	教育時間	備考
1	第189期幹部 第438期准曹	①	令和6年 4月 4日 (木)	0815 ~ 1200	
		②	令和6年 4月 9日 (火)	1300 ~ 1650	
		③	令和6年 4月 11日 (木)	0815 ~ 1200	
2	第439期准曹	①	令和6年 5月 16日 (木)	0815 ~ 1200	
		②	令和6年 5月 21日 (火)	1300 ~ 1650	
		③	令和6年 5月 23日 (木)	0815 ~ 1200	
3	第190期幹部 第440期准曹	①	令和6年 6月 13日 (木)	0815 ~ 1200	
		②	令和6年 6月 18日 (火)	1300 ~ 1650	
		③	令和6年 6月 20日 (木)	0815 ~ 1200	
4	第441期准曹	①	令和6年 7月 12日 (金)	0815 ~ 1200	
		②	令和6年 7月 18日 (木)	1300 ~ 1650	
		③	令和6年 7月 22日 (月)	0815 ~ 1200	
5	第442期准曹	①	令和6年 9月 2日 (月)	0815 ~ 1200	
		②	令和6年 9月 5日 (木)	1300 ~ 1650	
		③	令和6年 9月 17日 (火)	0815 ~ 1200	
6	第443期准曹	①	令和6年 10月 25日 (金)	0815 ~ 1200	
		②	令和6年 10月 30日 (水)	1300 ~ 1650	
		③	令和6年 11月 1日 (金)	0815 ~ 1200	
7	第444期准曹	①	令和6年 11月 26日 (火)	0815 ~ 1200	
		②	令和6年 11月 29日 (金)	1300 ~ 1650	
		③	令和6年 12月 3日 (火)	0815 ~ 1200	
8	第191期幹部 第445期准曹	①	令和7年 1月 10日 (金)	0815 ~ 1200	
		②	令和7年 1月 16日 (木)	1300 ~ 1650	
		③	令和7年 1月 23日 (木)	0815 ~ 1200	
9	第446期准曹	①	令和7年 2月 12日 (水)	0815 ~ 1200	
		②	令和7年 2月 25日 (火)	1300 ~ 1650	
		③	令和7年 2月 27日 (木)	0815 ~ 1200	



仕 様 書			
件 名	出張講義「ワード、エクセル（中級程度）」	仕様書番号	第33号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区分	課目名	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発 (第3週)	ワード、エクセル (中級程度)	1 ワード(中級程度) (1) ワードの機能 (2) ビジネス文書の作成 (3) 応用問題 2 エクセル(中級程度) (1) 表・グラフ作成(中級程度) (2) 関数計算 (3) 終了試験(エクセル3級程度) 3 パソコンスキルをさらに伸ばしたい場合のアクセ スポイントの提示	40h	マイクロソフト検定MCTまたは、同等の能力を保有し、かつ、1年以内に当該講師としての講義実績がある者、あるいは、本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

課目実施予定表（ワード、エクセル（中級程度））

	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月15日（月） ～ 令和6年 4月19日（金）	0815 ～ 1650	
2	第439期准曹	令和6年 5月27日（月） ～ 令和6年 5月31日（金）	0815 ～ 1650	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月24日（月） ～ 令和6年 6月28日（金）	0815 ～ 1650	
4	第441期准曹	令和6年 7月29日（月） ～ 令和6年 8月 2日（金）	0815 ～ 1650	
5	第442期准曹	令和6年 9月 9日（月） ～ 令和6年 9月13日（金）	0815 ～ 1650	
6	第443期准曹	令和6年11月11日（月） ～ 令和6年11月15日（金）	0815 ～ 1650	
7	第444期准曹	令和6年12月 9日（月） ～ 令和6年12月13日（金）	0815 ～ 1650	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月27日（月） ～ 令和7年 1月31日（金）	0815 ～ 1650	
9	第446期准曹	令和7年 2月17日（月） ～ 令和7年 2月21日（金）	0815 ～ 1650	



仕 様 書			
件 名	出張講義「FP技能士」	仕様書番号	第34号
		作成年月日	令和5年12月11日
		作成者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「業務管理教育」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（概ね2から5年前）に対し、人生計画、再就職の心構え、企業等に再就職するために必要な基礎知識等を教育して再就職への自信を付与する。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね2から5年前の自衛官			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職への自信及び準備すべき事項の資を付与			
イ 再就職に必要な基礎知識・技能及びマナーの修得			
ウ 自己分析に基づく再就職の方向性を決定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 付加価値（人間性、資格・免許）向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			
(3) 教育の条件			
ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。			

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

ウ 教育の実施要領

(ア) 教育・講義は、官側が指定した配信元教室から官側が準備するWebミーティングソフト (Microsoft Teams、Zoom) を使用して配信し、他の複数の教室に配信するものとする。

(イ) 契約の相手方は、使用するWebミーティングソフトの種類及び教育要領について官側と調整し、承諾を得るものとする。

エ 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料 (配付資料、プレゼンテーション資料) を作成し、官側の承認を得るものとする。

(ア) 配付資料 (使用する場合のみ)

a 教育資料を印刷し、取りまとめ製本化して納品するものとする。

b 規格及び部数

日本産業規格A4版仕様 (基準)、部数：各期の受講者人数分

(イ) 教育資料 (データ)

教育従事者が各教育で使用する教育資料 (データ) については教育の都度、最新の資料に修正し、契約の相手方からEメール等により官側に送付するものとする。

(ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。また、契約以降の社会・経済情勢の変化に応じて適宜内容を更新するものとする。

カ 教育で使用するパソコン、プロジェクター一式、マイク、ホワイトボード等は官側が準備する。契約の相手方の機材を使用し、官側の機材と接続する場合は、事前に官側の承諾を得るとともに、接続確認作業をするものとする。

(4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

(5) 受講予定者

各教育期105名 (第443期と第444期は70名)

(6) 教育時間・日程等

ア 教育は、第3項に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分 (講義50分、休憩10分) 単位とする。(第1時限のみ講義45分、休憩10分)

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

ウ 各教育の内容については、別紙第1によるほか、細部は官側との調整による。

### 3 履行期間

下記の履行期間中に指定する日時に契約履行するものとする。

- (1) 第189期（幹部）及び第438期（准曹）  
令和6年4月2日（火）から4月26日（金）までの間
- (2) 第439期（准曹）  
令和6年5月14日（火）から6月7日（金）までの間
- (3) 第190期（幹部）及び第440期（准曹）  
令和6年6月11日（火）から7月5日（金）までの間
- (4) 第441期（准曹）  
令和6年7月10日（水）から8月6日（火）までの間
- (5) 第442期（准曹）  
令和6年8月29日（木）から9月26日（木）までの間
- (6) 第443期（准曹）  
令和6年10月23日（水）から11月19日（火）までの間
- (7) 第444期（准曹）  
令和6年11月22日（金）から12月18日（水）までの間
- (8) 第191期（幹部）及び第445期（准曹）  
令和7年1月8日（水）から2月4日（火）までの間
- (9) 第446期（准曹）  
令和7年2月7日（金）から3月7日（金）までの間

### 4 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

### 5 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

### 6 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

## 7 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

## 8 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

## 9 その他

- (1) 教育予定の変更
  - ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方に対し事前に通知し、契約の相手方はそれに応じるものとする。
  - イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の8項（2）ウ及びエを提出するものとする。（すでに提出している場合を除く。）
  - ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は、やむを得ない場合に限り、各履行期間内において代替が可能であれば官側と調整の上、実施できる。ただし、各履行期間内に代替可能な時期が設定出来ない場合は、契約不履行として処置する。
- (2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。
  - ア 労務災害
  - イ 北海道内から履行場所までの交通費
  - ウ 教育資料（講師の講義資料及び受講者の教育資料の所要部数）の作成及び送付

- 10 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

区 分	小課目	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発 (第3週)	FP技能士	1 FP技能士(3級)取得のための技術講座 2 FP技能士をより深く学びたいあるいはFP技能士2級取得に向けたアクションプラン及びアクセスポイントの提示	28h	1 先任者たる講師は、CFPまたは、ファイナンシャルプランニング技能士1級の資格を有し、1年以内に講義実績を有する者 2 補助講師は、CFPまたは、ファイナンシャルプランニング技能士1級の資格を有するか本文第8項に示す事前審査において同等の技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表 (F P 技能士)

	期 別	年月日 (曜)	教育時間	備 考
1	第189期幹部 第438期准曹	令和6年 4月16日 (火) ～ 令和6年 4月19日 (金)	1300 ～ 1650	
2	第439期准曹	令和6年 5月28日 (火) ～ 令和6年 5月31日 (金)	1300 ～ 1650	
3	第190期幹部 第440期准曹	令和6年 6月25日 (火) ～ 令和6年 6月28日 (金)	1300 ～ 1650	
4	第441期准曹	令和6年 7月30日 (火) ～ 令和6年 8月 2日 (金)	1300 ～ 1650	
5	第442期准曹	令和6年 9月10日 (火) ～ 令和6年 9月13日 (金)	1300 ～ 1650	
6	第443期准曹	令和6年11月12日 (火) ～ 令和6年11月15日 (金)	1300 ～ 1650	
7	第444期准曹	令和6年12月10日 (火) ～ 令和6年12月13日 (金)	1300 ～ 1650	
8	第191期幹部 第445期准曹	令和7年 1月28日 (火) ～ 令和7年 1月31日 (金)	1300 ～ 1650	
9	第446期准曹	令和7年 2月18日 (火) ～ 令和7年 2月21日 (金)	1300 ～ 1650	



仕 様 書			
件 名	リモート講義「職業能力開発」	仕 様 書 番 号	第 3 5 号
		作 成 年 月 日	令和 5 年 1 2 月 1 1 日
		作 成 者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「職業能力開発設計集合訓練」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（10年前）に対し、個人の人生設計を考慮した在隊間における能力開発向上のための動機付け、ノウハウ等について教育して円滑な再就職準備及び部下隊員に対する指導能力の向上を図る。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね10年前（45歳前後）の幹部、准尉及び陸曹			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職の現況の理解			
イ 自己分析による自己の理解			
ウ 自己分析に基づく進路選択の方向性を概定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 市場価値向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
ア 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用した配信講義を実施するものとする。			
イ 教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			

## (3) 教育の条件

ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

## ウ 教育の実施要領

(ア) 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用して北海道内各駐屯地に所在する受講者に対する教育を実施するものとする。

(イ) 教育・講義は、官側が準備するWebミーティングソフト（Cisco Jabber）を使用して配信するものとする。

(ウ) 接続周辺機器は官側のものを使用し、契約の相手方の機器の接続は認めない。

## エ 教育資料（データ）

(ア) 教育資料は、マイクロソフトパワーポイントで作成した資料を使用するものとする。  
（教育資料画面と講師画像の同時表示可能）

(イ) 教育従事者が各教育で使用する教育資料（データ）については教育の都度、最新の資料に修正して提出するものとする。

## (ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで

(エ) 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料（配付資料、投影使用資料）を作成し、官側の承認を得るものとする。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。

カ 契約の相手方は、官と別途調整する日にリモート講義のリハーサルを実施できる。

## (4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

## (5) 受講予定者

100～150人／各教育期

## (6) 教育時間・日程等

ア 教育は、別紙第2に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分（講義50分、休憩10分）単位とする。（第1時限のみ講義45分、休憩10分）

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

## 3 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

#### 4 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

#### 5 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

#### 6 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

#### 7 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

#### 8 その他

##### (1) 教育予定の変更

ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方へ事前に通知し、契約の相手方は可能な限りそれに応じるものとする。

イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育  
代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の7項(2)ウ及びエ  
を提出するものとする。(すでに提出している場合を除く。)

ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は出来ない。

(2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。

ア 労務災害

イ 北海道内から履行場所までの交通費

ウ 教育資料の作成及び送付

9 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

課目	課目内容等	時間	必要要件
職業能力開発	<p>1 教育の実施要領</p> <p>(1) 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用して北海道内各駐屯地に所在する受講者に対する教育を実施</p> <p>(2) 使用アプリケーションはCisco Jabber 及びマイクロソフトパワーポイント（講師画像と教育資料の同時表示可能）</p> <p>(3) 接続周辺機器は官側のものを使用し、契約の相手方の機器の接続は認めない</p> <p>2 教育内容</p> <p>(1) 職業能力開発の基本的な考え方（労働年齢70歳時代における働き方）</p> <p>(2) 再就職と創業・起業</p> <p>(3) 現業を継続しながらのスキルアップ（市場価値の向上）</p> <p>(4) 職業能力開発の計画作成</p> <p>(5) アクションプランとアクセスポイント</p> <p>ア 定年の契機を迎える前のアクションプランの提案</p> <p>イ スキルアップ、あるいは資格取得に興味を持った場合のアクセスポイントの提示</p>	4 h	職業能力開発に関する3年以上の講義実績のある者あるいは、事前審査において、本文第7項に準ずる技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表(リモート講義 職業能力開発)

回数	期 別	年月日 (曜)	教育時間	備 考
1	第269期	令和6年 4月18日 (木)	0815 ~ 1200	
2	第270期	令和6年 6月27日 (木)	0815 ~ 1200	
3	第271期	令和6年 8月 1日 (木)	0815 ~ 1200	
4	第272期	令和6年 9月12日 (木)	0815 ~ 1200	
5	第273期	令和6年11月14日 (木)	0815 ~ 1200	
6	第274期	令和6年12月12日 (木)	0815 ~ 1200	
7	第275期	令和6年 1月30日 (木)	0815 ~ 1200	



仕 様 書			
件 名	リモート講義「自己分析」	仕 様 書 番 号	第 3 6 号
		作 成 年 月 日	令和 5 年 1 2 月 1 1 日
		作 成 者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「職業能力開発設計集合訓練」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（10年前）に対し、個人の人生設計を考慮した在隊間における能力開発向上のための動機付け、ノウハウ等について教育して円滑な再就職準備及び部下隊員に対する指導能力の向上を図る。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね10年前（45歳前後）の幹部、准尉及び陸曹			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職の現況の理解			
イ 自己分析による自己の理解			
ウ 自己分析に基づく進路選択の方向性を概定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 市場価値向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
ア 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用した配信講義を実施するものとする。			
イ 教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			

## (3) 教育の条件

ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

## ウ 教育の実施要領

(ア) 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用して北海道内各駐屯地に所在する受講者に対する教育を実施するものとする。

(イ) 教育・講義は、官側が準備するWebミーティングソフト（Cisco Jabber）を使用して配信するものとする。

(ウ) 接続周辺機器は官側のものを使用し、契約の相手方の機器の接続は認めない。

## エ 教育資料（データ）

(ア) 教育資料は、マイクロソフトパワーポイントで作成した資料を使用するものとする。  
（教育資料画面と講師画像の同時表示可能）

(イ) 教育従事者が各教育で使用する教育資料（データ）については教育の都度、最新の資料に修正して提出するものとする。

## (ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで

(エ) 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料（配付資料、投影使用資料）を作成し、官側の承認を得るものとする。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。

カ 契約の相手方は、官と別途調整する日にリモート講義のリハーサルを実施できる。

## (4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

## (5) 受講予定者

100～150人／各教育期

## (6) 教育時間・日程等

ア 教育は、別紙第2に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分（講義50分、休憩10分）単位とする。（第1時限のみ講義45分、休憩10分）

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

## 3 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

#### 4 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

#### 5 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

#### 6 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

#### 7 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

#### 8 その他

##### (1) 教育予定の変更

ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方へ事前に通知し、契約の相手方は可能な限りそれに応じるものとする。

イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育  
代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の7項(2)ウ及びエ  
を提出するものとする。(すでに提出している場合を除く。)

ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は出来ない。

(2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。

ア 労務災害

イ 北海道内から履行場所までの交通費

ウ 教育資料の作成及び送付

9 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の要件等

課目	課目内容等	時間	必要要件
自己分析	<p>1 教育の実施要領</p> <p>(1) 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用して北海道内各駐屯地に所在する受講者に対する教育を実施</p> <p>(2) 使用アプリケーションは、Cisco Jabber 及びマイクロソフトパワーポイント（講師画像と教育資料の同時表示可能）</p> <p>(3) 接続周辺機器は官側のものを使用し、契約の相手方の機器の接続は認めない。</p> <p>2 教育内容</p> <p>(1) 自己分析の意義・必要性</p> <p>(2) 自己の分析</p> <p>(3) 分析に基づく業種・職種の選定要領</p>	4 h	キャリアコンサルタントの資格を保有するとともに、就職支援に係る講義実績のある者、あるいは、事前審査において、本文第7項に準ずる技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表（リモート講義 自己分析）

回数	期 別	年月日（曜）	教育時間	備 考
1	第269期	令和6年 4月17日（水）	0815 ～ 1200	
2	第270期	令和6年 6月26日（水）	0815 ～ 1200	
3	第271期	令和6年 7月31日（水）	0815 ～ 1200	
4	第272期	令和6年 9月11日（水）	0815 ～ 1200	
5	第273期	令和6年11月13日（水）	0815 ～ 1200	
6	第274期	令和6年12月11日（水）	0815 ～ 1200	
7	第275期	令和6年 1月29日（水）	0815 ～ 1200	



仕 様 書			
件 名	リモート講義「ライフプラン」	仕 様 書 番 号	第 3 7 号
		作 成 年 月 日	令和 5 年 1 2 月 1 1 日
		作 成 者	北部方面総監部 人事部援護業務課 3等陸佐 小口 重明
1 総 則			
(1) 適用範囲			
この仕様書は、北部方面総監部において実施する「職業能力開発設計集合訓練」における部外講師の委託について規定する。			
(2) 教育課程の概要			
ア 教育の目的			
定年退職予定者（10年前）に対し、個人の人生設計を考慮した在隊間における能力開発向上のための動機付け、ノウハウ等について教育して円滑な再就職準備及び部下隊員に対する指導能力の向上を図る。			
イ 教育課程の対象者			
定年退職概ね10年前（45歳前後）の幹部、准尉及び陸曹			
(3) 教育課程の達成目標			
ア 再就職の現況の理解			
イ 自己分析による自己の理解			
ウ 自己分析に基づく進路選択の方向性を概定できる能力の修得			
エ 人生計画（ライフプラン）の作成			
オ 市場価値向上のための基礎知識の修得			
(4) 課目等の規格及び要件			
別紙第1「課目及び講師の要件」			
2 役務に関する要求			
(1) 契約を希望する者に求める条件			
仕様書に基づき、令和6年2月2日（金）17時まで官側に、教育に使用する資料を提出し、資格審査及び技術審査を受けるものとする。			
(2) 契約の相手側に求める条件			
ア 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用した配信講義を実施するものとする。			
イ 教育内容・教材等は、北部方面総監部人事部援護業務課業務管理教育班と調整して了承を得るものとする。			

## (3) 教育の条件

ア 契約の相手方は、契約締結後、委託業務責任者（教育担当の従事者に対し、監督・指導を実施するとともに、官側との調整を実施する者）を通知するものとする。

イ 委託業務責任者は、課目の内容に基づき細部を作成し、官側の承認を得て教育を開始するものとする。

## ウ 教育の実施要領

(ア) 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用して北海道内各駐屯地に所在する受講者に対する教育を実施するものとする。

(イ) 教育・講義は、官側が準備するWebミーティングソフト（Cisco Jabber）を使用して配信するものとする。

(ウ) 接続周辺機器は官側のものを使用し、契約の相手方の機器の接続は認めない。

## エ 教育資料（データ）

(ア) 教育資料は、マイクロソフトパワーポイントで作成した資料を使用するものとする。  
（教育資料画面と講師画像の同時表示可能）

(イ) 教育従事者が各教育で使用する教育資料（データ）については教育の都度、最新の資料に修正して提出するものとする。

## (ウ) 資料の納期

各教育の開始2開庁日前まで

(エ) 契約の相手方は、教育開始に先立ち教育資料（配付資料、投影使用資料）を作成し、官側の承認を得るものとする。

オ 契約の相手方は、各課目の内容の変更について、受講者の特性等を踏まえた官側の要望に適宜に応じるものとする。

カ 契約の相手方は、官と別途調整する日にリモート講義のリハーサルを実施できる。

## (4) 教育従事者等の一般条件

ア 別紙第1の「必要要件」を満たすと官側が認めた者

イ 日本国籍を有する心身共に健全である者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又は執行を受けることが無くなった者

## (5) 受講予定者

100～150人／各教育期

## (6) 教育時間・日程等

ア 教育は、別紙第2に示す日程により実施するものとし、教育時間は、60分（講義50分、休憩10分）単位とする。（第1時限のみ講義45分、休憩10分）

イ 昼の休憩については、12時から13時の1時間とする。

## 3 課目の実施予定日時

別紙第2「課目実施予定表」

#### 4 履行場所

陸上自衛隊札幌駐屯地（北部方面総監部人事部援護業務課援護教場）

#### 5 監督及び検査

- (1) 官側の検査官は業務管理教育班長、監督官は教務幹部及び教務陸曹とする。
- (2) 教育従事者は、検査官及び監督官が適宜に実施する教育実施状況の確認・検査を受けるものとする。
- (3) 教育の時間・内容、要領等について、官側から調整などを受けた場合、委託業務責任者は適切に対応するものとする。
- (4) 教育の開始及び終了の結節時には、検査官等の確認を受けるものとする。また、教育が終了するときは、検査官等に届け出て検査を受けるものとする。

#### 6 保 全

- (1) 契約の相手側は、教育従事者の身元保証が確実なことを確認した上、官側が示す保全、その他関係法令等に関する統制事項を遵守させるものとする。
- (2) 契約の相手側は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に係わることを官側の許可なく漏えい又は転用してはならない。

#### 7 委託業者の事前審査

- (1) 入札実施に先立ち、教育内容及び講師の技量に関する技術審査を、教育に関する資料確認及び教育従事者によるプレゼンテーションをもって行う。ただし、令和5年度に納入実績がある者のプレゼンテーションは省略する。
- (2) 入札に参加を希望する者は、令和6年2月2日（金）17時までに、以下の資料各1部を官側に提出するものとする。
  - ア 教育で表示又は配布する資料
  - イ 企画書（教育の構成、考え方、教育（実習）の仕方等）をまとめたもの。
  - ウ 教育従事者の履歴書（納入実績を有する者を除く。）
  - エ 教育従事者の実務経験、講義実績の申告（様式、別紙第3）及び資格等の証明書
- (3) プレゼンテーションは、令和6年2月5日（月）から2月16日（金）までの間、官側と調整する時期に実施するものとする。
- (4) 事前審査の結果については、令和6年2月16日（金）までに通知する。

#### 8 その他

##### (1) 教育予定の変更

ア 官側の都合により、教育予定を変更又は中止等することがある。この場合、官側は契約の相手方へ事前に通知し、契約の相手方は可能な限りそれに応じるものとする。

イ 教育従事者の都合により教育実施に変更が生じる場合、契約の相手方は同等程度の教育  
代行者を立てるとともに、官側へ速やかに連絡するとともに代行者の7項(2)ウ及びエ  
を提出するものとする。(すでに提出している場合を除く。)

ウ 教育従事者の都合による日程・時程の変更は出来ない。

(2) 以下の事項は、契約相手側の負担とする。

ア 労務災害

イ 北海道内から履行場所までの交通費

ウ 教育資料の作成及び送付

9 契約相手方は、この仕様書に疑義がある場合は、契約担当官等と協議するものとする。

## 課目及び講師の規格・要件等

課目	課目内容等	時間	必要要件
ライフプラン	1 教育の実施要領 (1) 札幌駐屯地に設置する防衛省のネットワークシステムを使用して北海道内各駐屯地に所在する受講者に対する教育を実施 (2) 使用アプリケーションは、Cisco Jabber 及びマイクロソフトパワーポイント（講師画像教育資料の同時表示可能） 2 教育内容 ライフプランの考え方 (1) 共働き世帯のライフプラン (2) 定年後の再就職における職業選択 (3) 資格取得等の能力開発の自助努力の促進	3 h	就職支援業務3年以上の実務経験を有し、1年以内に講義実績のある者、あるいは、事前審査において、本文第7項に準ずる技能を有すると認められた者

## 課目実施予定表(リモート講義 ライフプラン)

回数	期 別	年月日 (曜)	教育時間	備 考
1	第269期	令和6年 4月18日 (木)	1300 ~ 1550	
2	第270期	令和6年 6月27日 (木)	1300 ~ 1550	
3	第271期	令和6年 8月 1日 (木)	1300 ~ 1550	
4	第272期	令和6年 9月12日 (木)	1300 ~ 1550	
5	第273期	令和6年11月14日 (木)	1300 ~ 1550	
6	第274期	令和6年12月12日 (木)	1300 ~ 1550	
7	第275期	令和7年 1月30日 (木)	1300 ~ 1550	



## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、B、C、D等級に格付けされた者  
競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請の旨を入札時に証明できるものであること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾し、厳守する者であること。
- (7) 資格審査及び技術審査を受け、承認を得たものであること。

## 2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金  
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金  
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び押印が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（「入札及び契約心得」参照）
- (7) 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は違反した場合

## 4 契約書の作成

落札決定後、遅滞無く契約書を作成する。

## 5 落札決定方式

- (1) 品目別総額による。総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とす。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

## 6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(写)を提出すること。  
ただし、競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を証明できるものを提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札書は添付の様式を使用すること。
- (6) 入札者は、入札書の下部等余白に下記内容を承諾のうえ必ず記載すること。  
〔上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。  
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。〕
- (7) 郵便による入札の場合は、「封筒に仕様書に基づいた件名の入札書在中」と明記し、「令和4・5・6年度の資格審査結果通知書それぞれの写しを同封」また、競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、「申請中の旨を証明できるものを同封」して、令和6年2月26日(月)16時までに必着するよう札幌駐屯地北部方面会計隊本部主任官科契約班へ送付する。  
郵便による入札書を送付した場合は、(9)に記載している連絡先に郵便による応札である旨を必ず連絡すること。
- (8) 再度入札については令和6年3月6日(木)(時間別示)とする。
- (9) 入札に関する事項の問い合わせ先  
〒064-0926 札幌市中央区南26条西10丁目1-1  
陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部主任官科契約班(担当:石田)  
TEL(011)511-7116(内4437)
- (10) 仕様書に関する事項の問い合わせ先  
〒064-0926 札幌市中央区南26条西10丁目1-1  
陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面総監部人事部援護業務課(担当:小口)  
TEL(011)511-7116(内2429)

## 7 公告掲示場所等

- (1) 公告掲示場所  
札幌駐屯地会計隊掲示板、真駒内駐屯地会計隊掲示板、札幌商工会議所、千歳商工会議所  
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- (2) 公告掲示期間  
令和6年1月19日～令和6年2月27日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

# 入 札 書

番号	品 名	単 位	数 量	金 額 (税 抜)
1	出張講義「北海道経済の現状」	式	1	
2	出張講義「経営管理の基礎」	式	1	
3	出張講義「民間における組織」	式	1	
4	出張講義「労働関係法の概要」	式	1	
5	出張講義「社会保険及び労務災害」	式	1	
6	出張講義「生産管理の基礎」	式	1	
7	出張講義「販売管理の基礎」	式	1	
8	出張講義「財務管理の基礎」	式	1	
9	出張講義「タックスプランニング」	式	1	
10	出張講義「チームワークと問題解決法」	式	1	
11	出張講義「介護サービス業」	式	1	
12	出張講義「自己分析」	式	1	
13	出張講義「有用性のある資格免許」	式	1	
14	出張講義「マナー」	式	1	
15	出張講義「相続」	式	1	
16	出張講義「心と体の健康学」	式	1	
17	出張講義「ワード・エクセル中級程度」	式	1	
18	出張講義「FP技能士」	式	1	
19	出張講義「人生の開発設計」	式	1	
20	出張講義「創業・起業」	式	1	
21	リモート講義「職業能力開発」	式	1	
22	リモート講義「自己分析」	式	1	
23	リモート講義「ライフプラン」	式	1	
履 行 場 所		陸上自衛隊札幌駐屯地	履 行 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
入札（契約）保証金		免 除	<b>金額欄記載例：¥〇, 〇〇〇-</b>	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

陸上自衛隊 契約担当官  
北部方面会計隊長 浜口 剛 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

印

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。